

千葉市用地連絡協議会設置要綱

(設 置)

第1条 本市は、公共用地の取得に関し、その円滑な推進を図るため、千葉市用地連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 用地事務の調査、研究に関すること。
- (2) 用地事務の連絡調整に関すること。
- (3) 用地の情報の収集交換に関すること。
- (4) その他、用地事務に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、用地事務を恒常的に行っている課の課長のほか、会長が指名する者をもって構成する。

- 2 協議会は、会長及び副会長、幹事を置く。
- 3 会長は、資産経営部長の職にある者とし、副会長及び幹事は、会長の指名する者とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 幹事は、会長の命を受け、特定事項の調整を行う。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは組織員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(部 会)

第5条 協議会は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会の所掌事務、構成員その他必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、財政局資産経営部管財課とする。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。